

日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

食品接触材料安全センターメールマガジン No. 12（2021年4月上期号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

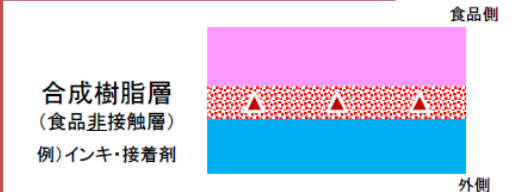
■食品接触材料ポジティブリスト制度解説シリーズ

ポジティブリスト制度における食品非接触層の扱いは？

食品衛生法第18条第3項のただし書きにより、食品非接触層に含まれる物質が、ひとの健康を損なう恐れのない量（0.01mg/kg 食品）を超えて食品に移行しないよう加工されている場合、PLに収載されていない物質の使用が認められます。ここで「加工されている」とは、物質の移行を低減、阻止するファンクショナルバリアーや食品接触層の設置などが想定されます。一方この量を超えて食品に移行するとき、その物質はPLに収載される必要があります。

法第18条第3項のただし書きの適用

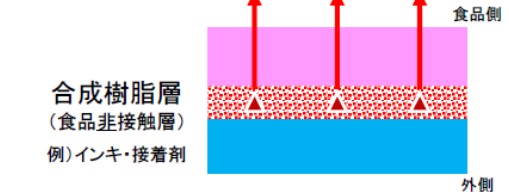
食品側



合成樹脂層
(食品非接触層)
例) インキ・接着剤

外側

消費・賞味期限内で、一定量を超えて食品に移行しないよう適切な製造管理を実施。
一定量を超えて移行しないことを担保する条件を今後検討。



合成樹脂層
(食品非接触層)
例) インキ・接着剤

食品側

外側

一定量を超えて食品に移行する場合は、個別にポジティブリストの収載が必要。

■食品接触材料の主要海外法制度概要紹介

MERCOSUR のポジティブリスト制度

中南米経済圏 MERCOSUR は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイで構成されている。食品接触材料に係る管理制度は MERCOSUR 決議に体系化され、この中に一般要件をはじめ材料、製品ごとにポジティブリストが示されている。関連する全ての MERCOSUR 決議を表に

1

整理して示す。例えば、決議 32/07「添加剤のポジティブリスト」には欧州プラスチック規則 (PIM) のリストがそのまま掲載されており、欧州規制の影響が明らかである。

表 食品接触材料に係る MECOSUR 決議

| 資料 | 表題 | GMC 決議 |
|----|--------------------|--------|
| 一般 | 枠組み規則：食品接触材料への一般要件 | 3/92 |
| | ポジティブリスト改訂への一般要件 | 31/99 |
| | 食品接触材料管理への参照解析方法論 | 32/99 |

| | |
|---|--------------------|
| 一般要件 | 56/92 |
| 樹脂及びポリマーのポジティブリスト | 24/04 (廃止予定) |
| モノマー、他の出発物質及びポリマーのポジティブリスト | 02/12 |
| 添加剤のポジティブリスト | 32/07 |
| 移行の方法 | 32/10 |
| 食品及び食品疑似溶媒の分類 | 32/97 |
| 着色剤及び顔料 | 15/10 |
| PVC の残存 VCM の決定方法 | 47/93、13/97 (廃止予定) |
| PS の残存 SM の決定方法 | 86/93、14/97 (廃止予定) |
| モノ及びジエチレングリコールの特定移行の決定方法 | 11/95、15/97 (廃止) |
| フッ素化 PE | 56/98 |
| 食品へのポリマーや樹脂コーティング | 55/99 |
| 炭酸ノンアルコール飲料への再充填可能な PET 包装材 | 16/93 |
| 炭酸ノンアルコール飲料へのリサイクル材料を含む中央層をもつ多層 PET 包装材 | 25/99 |
| 食品包装材 (多層及び単層包装材) へのリサイクル済 PET | 30/07 |

| | | |
|--|------------------------------|-------------------|
| 金属食品接触材料 | 一般要件 | 46/06 |
| ガラス及びセラミック食品接触材料 | 一般要件 | 55/92 |
| セルロースベースと食品接触材料 (紙、板紙及びダンボール) 2010~2011 年改訂中 | 一般要件 (つぎの 4 つの決議により廃止される予定) | 19/94、35/97、20/00 |
| | 成分のポジティブリスト | 56/97 |
| | 総移行の方法 | 12/95 |
| | 高温濾過や調理用の紙 オープン調理用の紙 (新規) | 47/98 |

| | | |
|----------------|---------------|-------|
| | リサイクル済セルロース繊維 | 52/99 |
| 再生セルロース食品接触材料 | フィルム | 55/97 |
| | ケーシング | 68/00 |
| 常温で弾性のある食品接触材料 | 一般要件 | 54/97 |
| | 成分のポジティブリスト | 28/99 |
| 接着剤 | 一般要件 | 27/99 |
| 食品接触用パラフィン | 一般要件 | 67/00 |

●この概要に対応する法制度については、センターHP 会員のページで閲覧することができます。

■お知らせ

報道サイト ChemLinked が食品接触材料安全センターを紹介

アジアを中心とする食品、食添、食品接触材料報道サイト ChemLinked は、3月23日食品接触材料安全センターを報道しました。

<https://food.chemlinked.com/news/food-news/japan-jcii-embarks-upon-fcm-product-registration-service-starting-from-apr-1>

主な事業内容、会員種別、会員の便益などが紹介されています。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCIIの個人情報の取扱いに関しましては、JCIIホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info@jhpa.jp)

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階、8 階

Tel : 03-5541-6901 e-Mail : info_jcii@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>